

会 議 記 録

会議名称	令和3年度第1回 杉並区福祉有償運送運営協議会
基準日	令和4年1月21日（金）
委員	磯、小泉、高橋、直井、長谷川、樋口、宮崎、吉田 秋吉、尾田、白井、山田
送付資料	第1回杉並区福祉有償運送運営協議会の書面開催について（通知） 資料1 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿 資料2 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料3 杉並区における移動困難者の状況 資料4 団体資料（更新）特定非営利活動法人 一期の会 資料5 令和2年度活動状況報告書
協議方法	<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から第1回杉並区福祉有償運送運営協議会については、書面開催とする。</p> <p>議題1 会長選出について 議題2 杉並区の福祉有償運送の必要性について 議題3 福祉有償運送事業者登録更新協議について（特定非営利活動 一期の会）</p> <p>議題1について、令和3年4月から新任期（令和3年4月～令和5年3月末）となり、会長の選出が必要となる。今回、長谷川委員が会長立候補されたため、その承認の可否を書面回答していただき、委員長を選任する。</p> <p>議題2、議題3について、令和4年1月25日送付の資料により検討していただき、各委員から返送された意見を取りまとめ、協議が調ったか否かを判断する。</p>
協議結果	委員からの意見等について、「第1回杉並区福祉有償運送運営協議会（書面開催）の結果等報告」、「別紙 ご質問と回答」として集約し、共有する。

令和 4 年 1 月 25 日

杉並区福祉有償運送運営協議会委員各位

杉並区保健福祉部管理課長

白井教之

(公印省略)

第 1 回杉並区福祉有償運送運営協議会の書面開催について (通知)

大寒の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 3 年 1 月 29 日付 3 杉並第 44626 号によりご案内した「令和 3 年度第 1 回杉並区福祉有償運送運営協議会」の開催について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とまん延防止等重点措置の適用を受け、第 1 回協議会を書面開催で行うことといたします。

なお、基準日は協議会の開催を予定していた 1 月 21 日とし、書面開催の詳細は下記及び別紙の通りとなりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様には、事前に今回の任期「令和 3 年 4 月から令和 5 年 3 月まで」の就任依頼について委員就任のご回答をいただいております。新任期もどうぞよろしくお願いいたします。

記

1 議題

- (1) 会長選出について
- (2) 杉並区の福祉有償運送の必要性について
- (3) 福祉有償運送事業者登録更新協議について (特定非営利活動法人 一期の会)

2 送付資料

- (1) 会長選出について . . . 別紙 1
- (2) 令和 3 年度第 1 回福祉有償運送運営協議会委員のご意見 . . . 別紙 2
- (3) 令和 2 年度活動状況報告書 . . . 資料 5

【既送付資料】

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿 | . . . 資料 1 |
| (2) 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱 | . . . 資料 2 |
| (3) 杉並区における移動困難者の状況 | . . . 資料 3 |
| (4) 団体資料 (更新) 特定非営利活動法人 一期の会 | . . . 資料 4 |

3 協議方法

・議題 (1) 会長選出について

令和 3 年 4 月から新任期「令和 3 年 4 月～令和 5 年 3 月末」となり、会長の選出が必要となります。今回、長谷川委員から会長の立候補をいただきましたので、別紙 1 にご記入の上、ご返送ください。

・議題 (2) 杉並区の福祉有償運送の必要性について

(3) 福祉有償運送事業者登録更新協議について

ご検討いただき、ご意見 (別紙 2) をご記入の上ご返送ください。

・協議結果については、後日、通知を送付いたします。

4 今後のスケジュール（予定）

- ・別紙1.2の締め切り 令和4年2月4日
- ・協議結果通知送付 令和4年2月18日 以降

5 その他

- ・先に送付した登録更新団体の資料4は、団体に帰属する情報であるため、別紙1.2と共に、同封の返信用封筒にて事務局にご返送ください。
- ・マイナンバー制度に伴う書類提供につきましては、来年度協議会開催時にご案内させていただきます。

【問い合わせ先】

杉並区保健福祉部管理課 保健福祉支援担当
吉田・秋竹・罇（もたい）
電話 03(3312)2111 内線 3085.3086
Fax 03(5307)0774

杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿

(令和3年4月1日現在)

役職	氏名	所属等
委員	<u>秋吉 誠吾</u>	保健福祉部高齢者施策課長
委員	磯 史洋	キャピタルオート株式会社 取締役副社長
委員	<u>尾田 謙二</u>	都市整備部交通施策担当課
委員	<u>小泉 伸介</u>	関東運輸局 東京運輸支局
委員	高橋 博	杉並区障害者団体連合会 会長
副会長	白井 教之	保健福祉部管理課長
委員	直井 幸男	全国自動車交通労働組合連合会 書記長
会長	長谷川 万由美	宇都宮大学教育学部 社会福祉学 教授
委員	樋口 蓉子	特定非営利活動法人おでかけサービス杉並 理事長
委員	<u>宮崎 智子</u>	居宅介護支援事業所 青い鳥
委員	<u>山田 恵理子</u>	保健福祉部障害者施策課長
委員	吉田 正幸	杉並交通株式会社 代表取締役社長

五十音順・敬称略 下線は新委員
(任期：令和5年3月31日まで)

杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成17年5月19日

杉並第10179号

改正 平成19年3月19日杉並第84245号

平成19年3月19日杉並第84257号

平成26年2月24日杉並第60239号

平成27年11月12日杉並第42213号

(目的)

第1条 杉並区（以下「区」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）、「道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。）及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第145号）の規定に基づき、移動制約者を対象とした福祉有償運送の適正な運営の確保を図るため杉並区福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員は、前条に掲げる全ての協議に関与する。ただし、区内福祉有償運送団体の代表は、自らの団体に対する前条に規定する議事の決定には関与しない。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集、委員の半数以上をもって成立する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、杉並区保健福祉部管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則（平成19年3月19日杉並第84245号）

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月19日杉並第84257号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月24日杉並第60239号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月12日杉並第42213号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

杉並区福祉有償運送運営協議会委員

関東運輸局東京運輸支局長の指名する職員	1名
公共交通に関する学識経験者	2名以内
福祉有償運送の利用が想定される区民の代表	2名以内
区内一般旅客自動車運送事業者	1名
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表	1名
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	1名
区内福祉有償運送団体の代表	2名以内
区長の指名する関係課長	4名以内

杉並区における移動困難者の状況

～福祉有償運送の必要性について～

1 移動困難者数の推計(移動サービスの需要)

令和2年度末の移動困難者数について、要介護認定及び障害認定をもとに推計を行ったところ、移動困難者の推計値は34,185人で、総人口に占める割合は6.0%であった。

平成30年度、平成31年度と比較すると、移動困難者は増加傾向にあることが分かる。

R2年度移動困難者数推計			
	福祉車両を必要とする人	セダン車でも可の人	移動困難者(合計)
介護認定者数	要介護3以上 (施設入所者を除く) 5,750人	要支援・要介護1・2 16,967人	22,717人
身体障害者 (65歳未満)	肢体不自由・内部障害 1～3級 2,575人	肢体不自由・内部障害 1～3級以外 視覚障害等 1,628人	4,203人
知的障害者		愛の手帳所持者 (施設入所者を除く) 2,482人	2,482人
精神障害者		精神保健福祉手帳 1～3級 4,783人	4,783人
合計	8,325人	25,860人	34,185人
(総人口に占める割合)	1.5%	4.5%	6.0%

(参考 平成31年度)

合計	7,922人	25,729人	33,651人
(総人口に占める割合)	1.4%	4.5%	5.8%

(参考 平成30年度)

合計	8,117人	24,619人	32,736人
(総人口に占める割合)	1.4%	4.3%	5.7%

移動サービス供給量の推計

令和2年度の区内の移動サービスの総供給量に占める割合は、福祉車両を中心とした個別輸送が14.8%、福祉有償運送が13.7%、福祉タクシー券を利用した輸送が71.5%となっている。供給量の約7割が福祉タクシー券の利用を占めており、残り約3割を個別輸送と福祉有償運送が担っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、全体的に減少傾向である。

移動サービス供給量									
種別	No.	輸送の種類	R2年度			(参考)31年度		(参考)30年度	
			供給量(件)	総供給量に占める割合	備 考	供給量(件)	総供給量に占める割合	供給量(件)	総供給量に占める割合
福祉車両を中心とした個別輸送	①	福祉ハイヤー	372	0.2%	H30年度、外出支援相談センターにおいて実施した「移動サービス供給量調査結果」より。	372	0.2%	372	0.2%
	②	患者等輸送限定(介護タクシー)	12,248	7.3%	R2年度 車いす券 11,805件 R2年度 ストレッチャー券 443件	15,202	7.7%	15,844	7.5%
	③	患者等輸送限定(訪問介護事業者)	12,120	7.3%	H30年度、外出支援相談センターにおいて実施した「移動サービス供給量調査結果」より。	12,120	6.1%	12,120	5.7%
	小計		24,740	14.8%		27,694	14.0%	28,336	13.4%
福祉有償運送	④	福祉有償運送(地域型)	20,518	12.3%	※R2年度 団体分(一部セダン車を含む)の実績	28,102	14.2%	29,795	14.1%
		福祉有償運送(施設型)	2,301	1.4%	※R2年度 団体分(一部セダン車を含む)の実績	2,211	1.1%	1,869	0.9%
	小計		22,819	13.7%		30,313	15.3%	31,664	15.0%
よる福祉タクシーサービスに	⑤	法4条・一般乗用一般タクシー	119,345	71.5%	※福祉タクシー券利用状況から1回2,000円と想定して推計(R2年度)	139,645	70.7%	151,835	70.7%
					・延受給者 6,425人 ・支払額2億3,869万円(一人平均 3.72万円利用)				
総供給量			166,904			197,652		211,835	

3 移動サービス年間利用の推計

移動困難者1人あたりの移動サービス年間利用回数は、移動サービス供給量を移動困難者数で除すと約4.9回となる。1回の外出には、通常、往復の利用が必要であるため、サービスを利用しての外出はおおよそ3回と推測できる。

移動困難者数は顕著に増加しており、移動困難者の外出機会を増やすために、民間タクシー事業者や介護事業者等とあわせ、福祉有償運送によるサービス供給をさらに充実させることが求められる。

	サービス供給量 (回) (A)	移動困難者 (人) (B)	利用回数 (A) ÷ (B)
平成30年度	211,835	32,736	6.5
平成31年度	197,652	33,651	5.9
令和2年度	166,904	34,185	4.9

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表（更新）

No.	項目		団体の状態	添付資料	備考
1	運送主体	団体名	特定非営利活動法人 一期の会	A 自家用有償旅客運送の更新登録の申請（様式第2-2号）	運送の区域 発着のいずれかは杉並区内
		所在地	杉並区成田東 1-11-3	B 定款 役員名簿 C 車両運行規定 D 登記事項証明	
		代表者	代表理事 野澤 ヒロ子	E 宣誓書（様式第3号） （欠格事由に該当しない旨を証する書類）	
2	運送の対象		登録会員 91人 （令和3年12月31日現在）	F 旅客の名簿（参考様式八号） 身体状況等・態様ごとの会員数	
3	使用車両	福祉車両	3台	G 自動車登録簿（参考様式第1号）	・車検証（写） （事務局確認済）
		セダン型車両	7台		
4	運転者	運転協力員数	10人	H（様式第4号） 運転者就任承諾書兼 就任予定運転者名簿	・免許証（写） ・運転者講習修了証（写） （事務局確認済）
		普通第二種免許所持者数	1人		
5	損害賠償措置		対人：8,000万以上 対物：200万以上		・任意保険証（写） （事務局確認済）
6	運送の対価		【利用者負担額】 初乗り 200円 以降 170円 迎車料 300円 乗降介助料 200円 軽介助料 250円(15分) 待機料金 250円(15分) 当日キャンセル料 650円	I 料金表	
7	運行管理	責任者	J（様式第6号） 運行管理の責任者 就任承諾書		
		体制	K（様式第7号） 運行管理の体制等を記載した書類		
8	その他	収支状況	L 前年度決算書・現年度予算書		
		活動実績	M 活動実績報告書		
		車両の表示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を表示する。		
		自動車内の掲示	・運転者の写真をはり付けた運転者証（参考様式第1号）、料金に関する事項を旅客がみやすいよう自動車内に掲示する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。		
		現在の登録有効期間	令和4年6月15日まで		

* 団体要件確認表及び添付資料は団体に帰属するものですので、協議後に回収させていただきます。
取扱いには、十分なご注意をお願いします。

項 目		特定非営利活動法人 おでかけサービス 杉並	特定非営利活動法人 杉並移送サービス	特定非営利活動法人 杉並*アウの会	特定非営利活動法人 一期の会	特定非営利活動法人 あんさんぶる	地域型小計	社会福祉法人 杉樹会(※)	社会福祉法人 いたるセンター	社会福祉法人 サンフレンズ	施設型小計	総計	
利用会員の状況	登録会員	総数(人)	271	224	49	84	47	675	137	587	37	761	1436
		うち区民(人)	268	215	49	84	43	659	135	552	37	724	1383
		うち区民以外(人)	3	9	0	0	4	16	2	35	0	37	53
		区民率(%)	98.9	96.0	100.0	100.0	91.5	97.6%	98.5	94.0	100.0	95.1%	96.3%
	移動制約者等の内訳	要支援・要介護(人)	169	169	27	39	0	404	132	0	37	169	573
		障害者手帳所持者(人)	79	55	18	31	47	230	13	587	0	600	830
		その他(人)	23	0	4	14	0	41	0	0	0	0	41
運転協力員の状況	総数(人)	20	21	4	11	3	59	20	4	5	29	88	
	うち2種免取得者(人)	3	3	0	1	0	7	3	0	0	3	10	
活動実績	稼働日数(日)		338	365	340	318	173	1534	296	227	8	531	2,065
	運送回数	総数(回)	5,191	10,376	1,304	3,134	513	20,518	1,743	539	19	2,301	22,819
		うち2名相乗り(回)	24	0	0	11	0	35	0	70	0	70	105
		うち3名相乗り(回)	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3
	運送人員(人)		5,215	10,376	1,304	2,397	294	19,586	1,743	615	19	2,377	21,963
	運送の対価(円)		5,522,086	9,686,620	1,075,380	3,115,940	543,140	19,943,166	1,713,820	334,200	9,920	2,057,940	22,001,106
	その他の対価(円)		3,140,323	6,160,600	733,500	1,711,620	54,340	11,800,383	1,161,470	0	0	1,161,470	12,961,853
走行キロ(Km)		26,431	54,976	5,508.0	16,598	2,473.4	105,986	8,973.9	5,203	44.7	14,222	120,208	
事故発生件数(件)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
要望受付件数(件)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※杉樹会は地域型としても活動している。

3 杉並第 58541 号
令和4年3月14日

杉並区福祉有償運送運営協議会 委員各位

杉並区福祉有償運送運営協議会
会長 長谷川 万由美

第1回杉並区福祉有償運送運営協議会（書面開催）の結果等報告について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和4年1月21日付けで開催しました「第1回杉並区福祉有償運送運営協議会（書面開催）」の結果について、下記のとおりご報告いたします。

記

1 杉並区福祉有償運送運営協議会会長の互選について

会長に立候補をいただいた長谷川委員については、参加委員全員から、「承認する」との回答をいただきました。

※長谷川委員の会長就任に伴い、副会長は会長の指名となります。

長谷川会長より、副会長は保健福祉部管理課長白井委員への指名がありましたのでご報告いたします。

2 杉並区の福祉有償運送の必要性について

参加者全員から「必要性を確認した」との回答をいただきました。

3 「特定非営利活動法人 一期の会」の登録更新について

参加委員全員から、「同意する」との回答をいただきました。

このことを踏まえ、上記の申請者に対し、「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を交付します。

4 その他、寄せられたご質問について

別紙のとおり

【事務局】

杉並区保健福祉部管理課
保健福祉支援担当 吉田、秋竹、鱒
電話 03(3312)2111 内線 3086
FAX 03(5307)0774

1 委員から寄せられたご質問

コロナ禍において、福祉有償運送団体ではどのような感染予防対策を行っているか。

2 福祉有償運送団体における感染予防対策

事務局から各団体へ確認したところ、以下（１）～（３）の感染予防対策を実施していました。（※は1団体のみ実施）

（１）運転協力員に対する予防対策

検温、体調確認、マスク着用、手指消毒、ワクチン接種確認・励行、※PCR 検査による確認

（２）車内での予防対策

乗車前後の車内消毒、走行中の換気、車内での会話を控える、※運転席と後部座席をビニールシートで仕切る

（３）利用者に対する予防対策

検温、体調確認、マスク着用、手指消毒、ワクチン接種確認・励行